

令和8年度第2回長崎地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は、下記要領によりお申し込みください。

なお、「議題（予定）」の（１）から（６）の議題については公開予定としていますが、議題（予定）の（７）の議題については、特定の個人や団体の権利、利益が不当に侵害されるおそれがあることから、非公開にて実施する予定です。

記

1 日 時 令和8年7月31日（金）午後2時00分から

2 場 所 長崎労働局8階会議室
（長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル）

3 議 題

- （１）長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）
- （２）長崎地方最低賃金審議会運営小委員会の委員の指名について
- （３）長崎県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議日程について
- （４）中央最低賃金審議会の目安答申について
- （５）「令和8年賃金改定状況調査結果」等提出資料について
- （６）参考人意見聴取について
- （７）事業場書面によるヒアリングの結果報告について

4 傍聴者数 若干名

5 要 領

- （１）傍聴希望者は、別紙1「令和8年度 第2回 長崎地方最低賃金審議会 傍聴申込書」に住所、氏名、電話番号等必要事項を記載し、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法にて、長崎労働局労働基準部賃金室に提出してください。

また、会議冒頭については、写真撮影・ビデオ撮影・録音が可能です。希望される方は「頭撮り希望」とお書き添えください。

申込締切日は、令和8年7月30日（木）17時15分必着です。

- （２）会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。抽選の結果、傍聴できない方に対しては、事前にご連絡させていただきます（傍聴可能な方については、特段ご連絡いたしません）。
- （３）当日、入室の際に傍聴整理券を配付します。その際、ご本人であることを確認させていただく場合がございますので、ご本人であることが分かるもの（免許証等）をお持ちください。

なお、審議会の開始10分前までにお越しください。それ以後の入室は認められませんのでご注意ください。

6 そ の 他

- （１）傍聴者は、別紙2「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守してください。
- （２）車椅子でお越しになる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方が付き添われる場合は、その方のお名前もお書き添えください。
- （３）議題（予定）の（７）の議題については、非公開のため、会場よりご退席いただく必要があります。

【送付先・お問い合わせ先】

〒850-0033

長崎県長崎市万才町7番1号 TBM長崎ビル6階

長崎労働局 労働基準部 賃金室

(担当) 室長補佐 江上邦子

電 話 : 095-801-0033